

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う  
関係政令の整備及び経過措置に関する政令案について（概要）

こども家庭庁成育局保育政策課

1. 改正の趣旨

- 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号。以下「改正法」という。）の一部の施行に伴い、子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年政令第 213 号。以下「子子令」という。）において、改正後の子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「改正後子子法」という。）における政令委任事項を規定するとともに、その他関係法令の規定について所要の改正を行うほか、所要の経過措置を設けるもの。

2. 改正の内容

- ① 子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年政令第 213 号）の一部改正
  - 乳児等のための支援給付の創設に伴い、政令委任された乳児等支援給付認定の取消事由として、次のア及びイを定めるほか、改正法により新設された準用規定に関する政令委任された技術的読替の整備等、所要の規定の整備を行う。
    - ア 乳児等支援給付認定保護者が、正当な理由なしに、改正後子子法第 30 条の 13 において準用する同法第 13 条の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同条の規定による職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき
    - イ 乳児等支援給付認定保護者が、改正後子子法第 30 条の 15 第 1 項の規定による乳児等支援給付認定の申請に関し虚偽の申請をしたとき
- ② 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）の一部改正
  - 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適化法」という。）の対象となる補助金等に乳児等支援給付費及び特例乳児等支援給付費の支給に要する費用に係る国の交付金を追加する。
- ③ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成 26 年政令第 155 号）の一部改正
  - 乳児等のための支援給付の創設に伴い、資産等の状況についての報告を求めるために個人番号の提供をすることができる場合に、乳児等のための支援給付に係

る規定を追加する。

④ 乳児等通園支援事業の認可に関する経過措置

- 令和8年4月1日より、改正法による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第5項ただし書の規定により市町村長（特別区の区長を含む。）が同法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業（以下「乳児等通園支援事業」という。）の認可をしないことができるところ、当該規定について、同日以後に申請される乳児等通園支援事業に関する同法第34条の15第2項の認可について適用し、同日前に申請された乳児等通園支援事業に関する同項の認可については、なお従前の例によることとする。

⑤ その他所要の改正を行う。

**3. 根拠条項**

- 改正後子法第30条の13、第30条の18第1項第4号、第54条の3並びに同条において準用する同法第52条第1項第8号及び第10号並びに第2項、第67条第3項、第68条第4項並びに附則第6条第3項
- 適化法第2条第1項第4号
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第19条第1号
- 改正法附則第46条

**4. 施行期日等**

- 公布日：令和7年10月（予定）
- 施行期日：令和8年4月1日